



使用者責任と被用者に対する 求償の制限

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

当社は新聞販売業を営んでいるところ、当社の従業員が配達中に自転車を運転していて歩行者に衝突し大けがをさせてしまいました。この事故により当社所有の自転車と配達中の新聞全てが破損しました。従業員に過失があったようですが、被害者に対する当社の責任、当社と事故を起こした従業員との責任関係はどうなるのでしょうか。

1 被害者に対する従業員の責任

自転車事故により歩行者にけがをさせた従業員は、過失により他人の権利を侵害したものであり、事故の態様により過失相殺が適用される場合があるとしても、被害者に生じた損害を賠償する責任を負います（民法709条）。

2 被害者に対する使用者の責任

ある事業のために他人を使用する者は、被用者（従業員）がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負います（同715条1項）。多人数を使用して自己の活動範囲を拡張することにより利益をうける者はその活動範囲内で起きた加害行為について責任を負うべきであるという報償責任の考え方のもと、被害者の救済をより確実なものとするため、被用者が被害者に対して負う損害賠償責任につき、使用者が被用者に代

位して責任を負うこととされているものです。

3 使用者と被用者の関係

(1) 使用者から被用者に対する求償請求

民法715条3項は賠償した使用者から加害行為をした被用者に対して求償権を認めています。

使用者責任は、より確実に被害者が救済されるよう被用者の有責性を基礎として使用者に他人の不法行為に基づく代位責任を課すものであると解されており、被用者は被害者に対して常に直接的全面的な損害賠償責任を負担するのですから、使用者が被害者に対し損害賠償をした場合には、使用者は賠償額全額について被用者に対して求償できるとも考えられます。

しかし、使用者は被用者の労働により利益をあげていることや、使用者は企業活動に伴う定型的危険は保険制度などにより損失を分散することが

できるが被用者はそのような立場にないこと、使用者は被用者の労働をコントロールできる地位にあることなどから、企業活動から生ずる損害の全てを被用者に転嫁するのは必ずしも公平とはいえず、損害の公平の分担の観点から使用者と被用者の負担割合を考える必要があります。

通常の企業活動の過程で生じた損害の発生については、被用者に対する求償権の行使が制限されることになり、事案によっては被用者の負担割合が認められないことも考えられます。

前述したように事故の全責任を負うのは被用者であり、使用者責任は代位責任であることからすると、被用者自身が被害者に損害賠償をしたときに、被用者から使用者に対する求償（いわゆる逆求償）はできないと考えられます。しかし、この結論は使用者から被用者に対する求償の場合に信義則上相当と認められる限度に制限されることと均衡を失することにもなります。いわゆる逆求償の可否については争いがあり、最高裁は未だこの点につき明確な判断を示していません。

(2) 使用者から被用者に対する損害賠償請求

被用者が第三者に損害を与える原因となった行為により使用者が損害を被った場合、使用者は当然に被用者に対して損害賠償請求をすることができますが、使用者から被用者に対する損害賠償請求においても、報償責任の考え方にに基づき使用者と被用者との間で損害の公平な分担という見地から求償請求と同様の制限が加えられると考えられます。

(3) 求償、損害賠償の制限について最高裁の判断

最高裁は、石油等の輸送および販売を業とする使用者が、業務上タンクローリーを運転中の被用者が惹起した自動車事故により直接損害を被り、かつ、第三者に対する損害賠償義務を履行したことによっても損害を被ったことから、使用者が事故を起こした被用者に対し損害賠償及び求償を求めた事案において、事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失分

散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し損害賠償又は求償の請求をすることができるとの判断を示しました（最高裁昭和51年7月8日判決）。

そして、当該事件の使用者は業務用車両を20台近く保有しながら経費節減のため対人賠償保険のみに加入し対物賠償保険及び車両保険には加入していなかったこと、事故を起こした被用者は普段小型貨物自動車の運転業務に従事していたところ特命により臨時的にタンクローリーを運転し事故を起こしたこと、被用者の勤務成績は普通以上であったこと等の事情を考慮し、被用者に対し信義則上損害額の4分の1を限度として賠償及び求償を請求しうるに過ぎないとした原判決を正当としたものです。

他にも使用者から被用者に対する求償及び賠償請求が問題となった裁判例がありますが、多くの場合被用者側の負担割合を0から2分の1としており、被用者側の責任を制限的に考える傾向が見られます。

4 本件の場合

当社は本件事故につき被害者に対し使用者責任を負うと考えられるので、被害者からの損害賠償請求に応じなければなりません。

当社は、本件事故により自転車の修理費や売り物にならなくなった新聞の損害を被っていることから被用者に対し損害賠償請求ができ、また当社が被害者に損害賠償した場合は被用者に対し求償することができます。

ただし、これらの請求は信義則上制限され、当社の業務の内容、事故を起こした被用者に対する指導、監督状況、保険加入の状況、被用者の普段の勤務内容、勤務態度などの事情を総合的に考慮して、被用者にどの程度負担させるのが相当か判断されることとなります。